

木質バイオマス発電事業について

- (1) 霧島木質燃料の平成27年度の燃料種類別の調達量、市外、市内の比率、県外からの調達量、及び燃料調達補助金の交付状況を問う。

農林水産部長：平成27年度の燃料調達状況は、未利用材が約57,400トン、一般材が約2,700トンの計約61,000トンであり、調達先の内訳としましては、市内が約44%、市外が約50%、県外が約6%と聞く。そのうち、平成27年度の安定調達支援事業補助金の補助対象は、未利用材が約49,600トン、一般材が約2,700トンの計約52,300トンであり、補助金額は1億2百万円となった。

- (2) 鹿児島県の補助金実施要領の第10では事業の透明性等の確保が謳われており、さらにこの実施要領では事業主体の経営状況が著しく悪化し、事業の継続が出来なくなった時は事業実施市町村に補助金の返還が求められると規定されている。事業が行き詰まれば霧島市が最大14億円の負担を強いられる事になる。この補助事業の健全性は議員として常々確認すべき事項と思っている。よって木質発電の平成27年度の発電実績、売電実績を問う。

農林水産部長：発電実績及び売電実績は、当該法人に不利益を与える可能性があり、公にする事が望ましくない事から、具体的な数値は言えない。発電実績、売電実績ともに、木質バイオマスエネルギー導入促進事業計画に掲げた数値を概ね達成されており、順調に稼働していると考え。

- (3) 昨年12月議会でおが粉の値上がりが畜産農家に与える影響について質問した。4月15日、霧島市が霧島木質発電に交付している補助金がおが粉の値上がりに影響していると読めるような新聞報道がなされている。農政畜産課長から『畜産農家が取引している業者が8社ある。その中の3社が値上げをしている。畜産農家は値段が上がって困っていると聞く。県、生産者、農協と連携を取りながら対策を検討したい。』との答弁を受けた。霧島木質発電の燃料収集とおが粉の値上がりとの因果関係、現在おが粉値段の動向、市が考える畜産農家対策について問う。

農林水産部長：家畜敷料に使うおが粉については、近年、多様な木材需要の高まりに伴い、価格が上昇していると承知している。

この事を受け昨年12月に調査した。おが粉を生産・販売している8業者に対し、再度調査を実施したところ、1社は機械の老朽化により、おが粉販売を中止する予定であると回答、7社のうち、前回の調査以降に値上げをしている業者は1社のみで、それ以外の業者は価格を据え置いている。

このことから、おが粉の価格は落ち着いてきている面があるものと考えているが、県においては、おが粉製造業者や畜産農家を仲介し、安定供給できるよう需給調整に乗り出すとの報道もあるので、引き続き、関係機関からの情報収集を図りながら、県と連携して対応して行く。

- (4) 市長は平成27年12月議会では従来未利用であった林地残材をチップ等の燃料として利用するため、森林施業の活性化による森林整備が進み、森林の持つ公益的・多面的機能が向上する。山林所有者・林業従事者の所得向上が図られ、発電所とチップ加工等の関連産業の創出により、新たな雇用の創出や地域活性化にも寄与する。まさに霧島市ふるさと創生総合戦略に掲げる『「強い」農林水産業の育成、「稼ぐ」農林水産業の創造』の一助になっていると発言している。

鹿児島県の2014年までの5年間に行われた皆伐面積は3000ヘクタール、この内、再植林率

は3割であって、土砂流出や災害増加の懸念が増えていると聞く。霧島市内の再植林率から見て森林整備が進んでいるか？ 森林の持つ公益的・多面的機能が向上しているか？ 山林所有者・林業従事者の所得向上が図られているか？ 強い農林水産業の育成、稼ぐ農林水産業の創造、林業や地域の活性化の成果があったかを具体的に数字を含めて問う。

農林水産部長：霧島市の間伐実施状況は、平成26年度が484ヘクタール、平成27年度が595ヘクタールとなっており、111ヘクタール増加した。

また、木質バイオマス発電施設における市内からの原木調達量は、平成26年度と27年度の2か年度で未利用材が約36,700トン、一般材が3,400トンとなっており、間伐等由来の未利用材が約92%を占め、従来、未利用であった林地残材の有効活用が図られているものと思われる事から、適切な間伐の実施により森林の持つ公益的・多面的機能の向上が図られるとともに、間伐面積及び間伐材生産材積の増加などによって、山林所有者や林業従事者の所得向上につながっていると考える。

霧島市の直近3か年の主伐面積は、約360ヘクタールとなっており、そのうち再造林を行った面積は約79ヘクタールで、再造林率22%。これは、素材生産者と植林を行う森林組合等との連携不足や、再造林の実施者となっている森林組合等の労働力不足等に起因するものと思うが、市有林においては、低コストの再造林技術の定着化に向けた主伐・再造林一貫作業などの新たな取組も実施している。

今後、県及び素材生産者や森林組合等の関係機関との意見交換等の場を活用する事などによって、円滑な再造林の推進に努める。

- (5) 牧神の木質燃料の燃料置き場の所有権が移転され、開発行為が始まっている。この地域は農地の所有権移転、農地転用は厳しく制限される場所との認識を持っている。農地に復元するという条件付で一時転用の認可がされた事は承知する。農水省の示す農地転用許可制度の許可基準では原則不許可、許可する条件として厳しい条件が付けられている。許可方針のどこに該当するか？ 農業法人ではない法人への所有権移転、農地転用が認可された事について、どのような法令に基づいて、どのような手続きで行われたかを問う。

農業委員会事務局長：農業振興地域整備計画の農用地区域の除外手続きを経て、平成28年3月に農地法第5条の農地転用許可がなされた。

農地法に基づく農地転用許可基準には、転用が確実に実施されるかを審査する「一般基準」と、転用しようとする農地の位置により判断を行う「立地基準」があり、これらの基準が満たされなければ、農地の転用は許可されない。

具体的には、「一般基準」では、転用実行者が転用行為を行うのに必要な資力・信用、転用面積など転用が適法かつ確実に実施できるかを審査し、「立地基準」では、転用しようとする農地の場所・位置が、農用地区域内農地、第1種農地、第2種農地又は第3種農地のいずれの農地区区分に当てはまるかを、営農条件や市街地の状況などから判断する。なお、当該農地が農用地区域内農地又は第1種農地に該当する場合には、その時点で、原則不許可にする。

「立地基準」における原則不許可に対しては、農用地区域内の農地においては土地収用法や一時転用など、第1種農地においては土地収用法や一時転用のほか農業用施設や地域農業振興に資する施設、市街地設置困難施設など8区分、23項目の例外規定が設けられており、これらの項目のいずれかに該当した場合には、例外として転用が許可される。

農業委員会としては、今回、申請のあった農地は第1種農地の農地区分に該当するため、そ

の転用は原則不許可とするものであるが、先ほど述べた例外の一つである、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号に規定された集落接続施設に該当するため、許可する事が相当であると判断した。

あくまでも『周辺の地域において居住する者』が対象であり、居住しない者を対象としないと読める。

農地法施行規則第 33 条第 4 号 (地域の農業の振興に資する施設)

第三十三条 令第四条第一項第二号 イの農林水産省令で定める施設は、次に掲げる施設(法第四条第六項第一号 ロ又は第五条第二項第一号 ロに掲げる土地にあっては、これらの土地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められるものに限る。)とする。

- 一 都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設
- 二 農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設
- 三 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設
- 四 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの(令第六条 又は第十三条 に掲げる土地にあっては、敷地面積がおおむね五百平方メートルを超えないものに限る。)

なお、当該農地は 2 ヘクタールを超えている事から、許可権限を有する県に対し、市農業委員会による許可相当の意見を附して進達したところ、県は、農地法施行規則第 35 条第 1 項第 4 号に規定する流通業務施設等に該当し、許可すべきものと判断され、本年 3 月には、県から転用許可に係る通知が届いた。

農業法人ではない法人に対する農地の所有権移転の可否について、耕作を目的とする所有権移転は、農地所有適格法人など一部の法人に限定されている一方、農地を農地以外に転用する場合の所有権移転に関しては、法人の形態は限定されていない。

Q：売電量、発電量は公に出来ないとの答弁であるが、補助事業である。市議会はチェックしないでよいという姿勢での答弁か？

農林水産政策課長：市議会での審議は要らないという事ではない。市で報告を受け、目標量とか発電量、売電量、燃料調達量等について 1 年間を経過した後、市へ報告をもらう事になっている。それを踏まえ、目標数値と著しく異なっておれば当然適切な指導を行わねばならない。議会にも必要があれば、協議を行う事も考えられる。

Q：補助事業が行き詰まり国庫へ返済を行わねばならなかった事業を承知しているか？

農林水産政策課長：近隣では市来串木野市や鹿屋市の事例がある。

Q：売電収入計画は 1 1 億 1 3 5 6 万円である。これを上回っているか？

農林水産政策課長：年間発電量の報告は 6 月 1 5 日までに受ける事になっている。今日、報告があるはずである。四半期毎の報告も受けている。それから推測すれば、概ね達成している。

Q：燃料の必要量は月 6,000 トン、年間 72,000 トンである。県の資料では 102,857 立方メートルとの記載がある。この意味を問う。

農林水産政策課長：正確には覚えていないが含水量の影響で 7 割程度になっていると思う。

Q：72,000 トンが原木の山から切り出した量である。月々 6,000 トン、市の補助金が 2,000 円、

事業者負担5,000円、県の資料にある102,857立方メートルが何を意味するか分からない。

農林水産政策課長：確認し、後ほど答弁する。

Q：燃料置き場の農地法上の問題について問う。農地転用後の用途については農業法人である事を問わないとの答弁があったが、一時転用が認められた直後に売買予約の仮登記がなされている。承知しているか？

農業委員会事務局長：認識している。

Q：農地の一時転用が認められ、農地へ戻す約束の時期である。

農業委員会事務局長：一時転用の期間が3年であり、その期間中である。

Q：農地の一時転用許可後に売買予約の仮登記が法務局に成されている。違法ではないか？

この事について国土利用計画法に基づく土地売買届出がなされていない。その事を承知しているか？

農業委員会事務局長：仮登記について売買予約、条件付仮登記等がある。地権者と仮登記者と協議がなされた結果登記が成されたと思うが、農地については農業委員会の許可がなければ、本登記は出来ない。許可を得る間の保証を担保するため、仮登記が成されたと認識する。

Q：農業委員会は違法ではない、都市計画課に問う。この事に関する届出は成されているか？

ここの土地取引は国土利用計画法に沿った土地売買届出書の提出が義務づけられており、無届である事から違法である。さらに3年後に農地へ戻す事を約束した一時転用直後に農業法人でない霧島木質燃料が売買予約の仮登記を行っている事も違法性の可能性が高い。

都市計画課長：後ほど答弁する。

Q：塩井川議員の質問で農林水産部長は農地転用の厳格性の発言があった。市長は農業委員会から法は曲げられないという言葉聞いたとの発言もあった。今回の転用がどうして認められたのか疑問に思っている。集落接続施設に該当するため、許可したと答弁を受けた。具体的な説明を求め。

農業委員会事務局長：集落接続施設とは住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして不許可の例外と定められている。

地域の農業の振興に資する施設ではない
居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設でもない

Q：現地を見た事があるか？

農業委員会事務局長：ある。

Q：集落接続施設に該当するとの認識か？

農業委員会事務局長：今回の申請については申請地の東側、南西側に隣接して集落がある。不許可の例外になる集落接続施設に該当すると認識する。

Q：昨日の塩井川議員の質問で親族が帰ってきて、隣の敷地に家を建ててやりたい、でも許可されないとの事でした。それとこの事案とを比べると私は異様に思う。周辺農家は何故、転用が許可されるのか疑問に思うとの相談がある。このような考え方に則った申請であれば許可されるのか？

農業委員会事務局長：今回の土地については、農用地内農地であった。農振除外の手続きが必要。

仮に農振除外が認められたならば、転用の手続きになる。転用手続きは立地基準、一般基準がある。それぞれ審査して個別案件毎に具体的な事例で審査しなければならない。

Q：おが粉についての答弁で霧島木質発電との因果関係についての答弁を受けていない。

農林水産政策課長：新聞掲載の情報も一因と考える。木材需要については木材産業における国産材の需要の高まり、中国、韓国への輸出材の増加、併せて木質バイオマスという事で、木質バイオマスはC、D材であり、特にD材がおが粉として使われていた。これらを考慮すると影響が無かったとは言えないと考える。木質発電事業を霧島市が実施した目的から考えると木材産業の活性化に大きな貢献があったと考える。それに伴い畜産農家等にこのような影響を与えるのは好ましいとは言えない。その辺りは総合的に共存共栄という言葉が新聞にもあったが共存共栄が出来るような仕組みを考えねばいけないと思う。

Q：新聞報道として行政が介入を避けていては解決しないとある。これに関し市長の見解を問う。行政が手伝うべきものがあるのではないかと？

市長答弁：木質バイオマスが設置されたことによって、約30名を越す雇用が生まれた。森林組合関係、運送関係で新たな新規雇用が発生をし、結果としておが粉の現象が生じた。市がその関係と連携して出来る事が将来的にあるとすれば、お手伝いはする。

Q：林業従事者と山林所有者の所得向上が得られたという事であったが、林業従事者はそれなりに仕事が増えた事は理解出来るが、山林所有者への還元も謳われていた。回答を求める。

農林水産政策課長：山林所有者、いわゆる山元の方々であるが、昨年森林組合が間伐を実施した13箇所について、木質燃料に材が供給されたが、補助事業があった場合と無かった場合を試算した。13箇所の内5箇所は赤字。この補助金があったおかげで山元は黒字になった。併せて赤字であったら間伐がされなくて森林が荒廃したのではと思う、このような事から山元への還元もされていると思う。先の質問の重量と容積についての考え方で1立方メートルに0.7を掛けるチップの換算率がある。(原木72,000トンは容積102,857立方メートルとの説明であるが、生木はほぼ、1：1、容積72,000であり、これを重量換算すると50,400トンとなり、説明にはならない、質問後、農林水産政策課長は調べると言って来た。)